

(別 紙)
答申第119号

答 申 書

平成24年12月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき、不存在とした決定は妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成23年1月5日に次の公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

犀川河川改修に伴う工事のうち、犀川大橋から鞍月用水堰の間で行われた河川切り下げ工事と今回実施されつつある鞍月用水堰から雪見橋の工事にあたって、土木部河川課と環境部水環境創造課との間で行われた協議結果に係る文書

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求の前段について、平成23年1月19日に公文書不存在決定を行うとともに、次のとおり公文書を保有していない理由を付して、異議申立人に通知した。

（公文書を保有していない理由）

該当する公文書が存在しないため。

3 異議申立て

異議申立人は、平成23年2月7日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成23年5月16日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取消し、請求内容に対応する公文書の公開を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

(1) 犀川の河川改修工事に関して、河川課と水環境創造課との間で行われた協議結果を公開請求したところ、協議は行ったが、その結果を記載した公文書は存在しないと説明された。

本件工事は、鞍月用水堰を取り除き河床を低下させる工事であり、これにより犀川からの伏流水が減少し、犀川下流部に対する地下水涵養量が減少する可能性が高く、地下水保全を担当する水環境創造課は、河川課に説明を求め、地下水涵養量減少の可能性が認められれば、対策を講じることを求めなければならない立場にある。

したがって、協議した際の記録が残っているはずである。

(2) 実施機関の説明では、「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」(平成16年条例第16号。以下「環境条例」という。)において、地下水の保全のために、井戸による揚水設備で地下水を取水することには制限があるが、河川工事はこれに該当しないので制限の対象外であると説明を受けた。

しかしながら、異議申立人は、本件工事は巨大な井戸に相当するものであり、過去の同様な工事によって地下水が大きな影響を受けており、本件工事においても影響が考えられると説明した。

環境条例における「公害」の定義をみると、「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)」とされており、地下水の問題は、水質の汚濁(水質以外の水の状態)に相当し、公害として定義される。

地下水に関する公害を防止することは、水環境創造課の責務であり、本件工事が着手される前に、事前協議が行われていなければならないが、協議結果に関する文書は存在するはずである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書及び補充理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 犀川大橋から鞍月用水堰の間の河川改修切り下げ工事については、昭和53年度までに行われた工事であり、工事終了から30年以上経過しているもので、当該工事に関する協議文書を探索したが、該当する公文書は存在しなかった。
- 2 異議申立人は、鞍月用水堰から雪見橋の間の工事について、「協議は行ったが、公文書が存在しないと説明された」と述べているが、誤解であり、「情報公開請求があり、工事の概要について話を聞いた」と説明したものである。
- 3 環境条例では、河川工事にあたって地下水の保全に関して協議しなければならないという規定はなく、本件工事にあたって協議は行われていないため、本件公開請求に対応する公文書は存在しない。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公開請求に対応する公文書の性格等について

犀川の特定期間における河川改修工事に関して、河川課と地下水保全を担当する水環境創造課との間で行われたとされる協議結果に関する文書である。

3 本件公開請求に対応する公文書の不存在について

環境条例では、地下水保全に関して、水環境創造課の所管事項としては、第三編「環境の保全」、第一章「生活環境の保全」、第三款「健全な水循環の保持」において、揚水設備による地下水の採取に対する規制が規定されている。

しかしながら、本件工事はこれに該当しないと認められる。

したがって、実施機関が、本件工事を主管する河川課との間で協議を行っておらず、本件公開請求に係る公文書は存在しないと述べていることは、不自然、不合理ではない。

4 異議申立人のその他の主張について

本件異議申立てにおける異議申立人のその他の主張は、当審査会の本件処分に対する判断を左右するものではない。

5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 23 年 5 月 16 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 1 6 5 号)
平成 23 年 7 月 4 日	○実施機関（環境部水環境創造課）から理由説明書を受理した。
平成 23 年 7 月 12 日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成 24 年 6 月 25 日 (第 2 2 6 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 24 年 7 月 24 日 (第 2 2 7 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 24 年 8 月 30 日 (第 2 2 9 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 24 年 10 月 18 日 (第 2 3 1 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 24 年 11 月 8 日 (第 2 3 2 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 24 年 11 月 29 日 (第 2 3 3 回審査会)	○事案の審議を行った。